

再就職または 再雇用された場合の年金の一部支給停止について

年金受給者が民間企業等に再就職または再雇用された場合、再就職（再雇用）後の給与等と年金額に応じて受け取っていただく年金の一部に停止がかかる場合があります。

【一部停止の対象】

① 停止の対象となる年金の種類

退職共済年金または障害共済年金

② 停止の対象となる厚生年金保険の被保険者等※

・厚生年金保険の被保険者 ・私立学校教職員共済制度の組合員 ・国会議員・地方議員

③ 停止期間

②の被保険者等になった日の属する月の翌月から退職した日の属する月まで

※再就職または再雇用されて②に該当する被保険者等になった場合には、「年金受給権者再就職届書（他制度加入用）」を提出いただく必要があります。この届出がない（遅れた）場合は、年金が正しく支給されず、過払金が発生することがありますので、必ず届出ください。

【年金の支給停止額】

基準収入月額相当額（注1）と年金の基本月額（注2）の合計額が47万円以下のときは、年金の支給停止はありません。この合計額が47万円を超えるときは、超えた額の2分の1に12を乗じて得た額を停止することになります。

計算式

$$\text{支給停止額} = (\text{基準収入月額相当額} + \text{基本月額} - 47 \text{万円}) \times 1/2 \times 12$$

（注1）基準収入月額相当額

上記②標準報酬月額
（保険料の基準となった1ヶ月分の給与等）

+

過去1年分の賞与総額 × 1/12
（公務員として在職中の賞与も含む）

（注2）基本月額

上記①の年金額から、職域年金相当分・
加給年金額・経過的加算を除いた金額

× 1/12

※公務員として再就職された場合は、年金が全額停止となります。提出書類は7ページをご覧ください。